官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
一　○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針の一部を改正する告示（総務・財務・経済産業一）
二　○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件及び出入国管理及び難民認定法施行規則別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄の規定に基づき法務大臣が定める者を定める件の一部を改正する件（法務三一）
〔その他告示〕
三　○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（法務三二）
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通五二八）
○砂防法第二条の土地を指定する件（同五二九、五三一～五三三）
○直轄砂防工事を施行する件（同五三〇）
四　○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一〇二～一〇七）
○漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期を定める件（同一〇八）
○道路に関する件（東北地方整備局七六、七七）
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣府　公安審査委員会　厚生労働省
〔叙位・叙勲〕
〔褒　賞〕
〔官庁報告〕
官庁事項
九州地方整備局公示（九州地方整備局）
登録実施機関の登録事務等の全部廃止について（九州運輸局）
登録実施機関の登録について（同）
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）
〔公　告〕
諸事項
官庁
河川法に基づく工作物返還に係る公示関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

法規的告示

○財務省
総務省
経済産業省告示第一号

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第六条第一項の規定に基づき、令和二年総務省・財務省・経済産業省告示第一号（特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年四月八日

総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第四　特定半導体生産施設整備等に関する事項	第四　特定半導体生産施設整備等に関する事項
第三に規定する意義を踏まえ、基本的な方向を実現するものとして、特定半導体生産施設整備等に関する事項を定める。	第三に規定する意義を踏まえ、基本的な方向を実現するものとして、特定半導体生産施設整備等に関する事項を定める。
一　特定半導体生産施設整備等の内容	一　特定半導体生産施設整備等の内容
特定半導体生産施設整備等の内容は、次の1から14までのいずれにも該当するものとする。	特定半導体生産施設整備等の内容は、次の1から14までのいずれにも該当するものとする。
1～12　（略）	1～12　（略）
13　申請に当たって特定半導体生産施設整備等計画の認定の対象とする取組における生産に有用かつ中核的な技術（公然と知られていないものに限る。以下「コア技術」という。）を特定し、当該特定半導体生産施設整備等計画に記載した上で、その流出を防止するために、次に掲げる(1)から(4)までの措置を実施するものであること。	13　申請に当たって特定半導体生産施設整備等計画の認定の対象とする取組における生産に有用かつ中核的な技術（公然と知られていないものに限る。以下「コア技術」という。）を特定し、当該特定半導体生産施設整備等計画に記載した上で、その流出を防止するために、次に掲げる(1)から(4)までの措置を実施するものであること。
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
(3)　特定半導体生産施設整備等計画の申請者の取引先がコア技術等の全部又は一部を有する場合、当該コア技術等の全部又は一部を当該取引先が有すること及びその詳細に関して、当該取引先と秘密保持契約を締結す	(3)　特定半導体生産施設整備等計画の申請者の取引先がコア技術等の全部又は一部を有する場合、当該コア技術等の全部又は一部を当該取引先が有すること及びその詳細に関して、当該取引先と秘密保持契約を締結す

ること。また、当該取引先に対しても、(1)及び(2)に相当する内容の措置を講じることを求め、その履行状況を定期的にレビューする等、当該取引先からのコア技術等の流出を防止するために必要な措置を講じること。なお、その際には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第百二十号）及び受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）の諸規定に十分配慮すること。

(4)　（略）

14　（略）

二・三　（略）

ること。また、当該取引先に対しても、(1)及び(2)に相当する内容の措置を講じることを求め、その履行状況を定期的にレビューする等、当該取引先からのコア技術等の流出を防止するために必要な措置を講じること。なお、その際には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）及び下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）の諸規定に十分配慮すること。

(4)　（略）

14　（略）

二・三　（略）

○法務省告示第三十一号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号及び出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件及び出入国管理及び難民認定法施行規則別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄の規定に基づき法務大臣が定める者を定める件の一部を改正する件を次のように定める。

令和八年四月八日

法務大臣　平口　洋

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件及び出入国管理及び難民認定法施行規則別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄の規定に基づき法務大臣が定める者を定める件の一部を改正する件

（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部改正）

第一条　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり定める。 ［一～五十七　略］	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり定める。 ［一～五十七　同上］

［号を加える。］

改正後	改正前
五十八　第二十回アジア競技大会（二千二十六／愛知・名古屋）又は愛知・名古屋二千二十六アジアパラ競技大会の関係者であって、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（令和元年五月三十日に一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会という名称で設立された法人をいう。）が適当と認めるものが、当該各競技大会に係る事業に従事する活動 ［別表第一～別表第十七　略］	［別表第一～別表第十七　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（出入国管理及び難民認定法施行規則別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄の規定に基づき法務大臣が定める者を定める件の一部改正）

第二条　出入国管理及び難民認定法施行規則別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄の規定に基づき法務大臣が定める者を定める件（平成二十二年法務省告示第六百二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる対象規定を加える。

改正後	改正前
出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄第四号の規定に基づき、法務大臣が定める者を次のように定める。 ［一～十四　略］ 十五　特定活動告示第五十八号に掲げる活動を行おうとする者にあっては、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（令和元年五月三十日に一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会という名称で設立された法人をいう。以下「組織委員会」という。）の職員又は第二十回アジア競技大会（二千二十六／愛知・名古屋）若しくは愛知・名古屋二千二十六アジアパラ競技大会の関係者であって、組織委員会が適当と認めるもの	出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄第四号の規定に基づき、法務大臣が定める者を次のように定める。 ［一～十四　同上］ ［号を加える。］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○法務省告示第三十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年四月八日

法務大臣　平口　洋

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
別表第四	
名称	所在地
［略］	［略］
総合学園ヒューマンアカデミー秋葉原校・マンガコース（マンガ）、同・マンガコース（イラストレーター）、同・ゲームコース（プログラマー）、同・ゲームコース（プランナー）、同・ゲームコース（CGデザイナー）	東京都
［略］	［略］
バンタンゲームアカデミー東京校・2年制ゲームプログラマー専攻、同・2年制ゲームグラフィッカー専攻、同・2年制キャラクターデザイナー専攻、同・3年制ゲームプログラマー専攻、同・3年制ゲームグラフィッカー専攻、同・3年制キャラクターデザイナー専攻、同・4年制ゲームプログラマー専攻（大学部）、同・4年制ゲームグラフィッカー専攻（大学部）	東京都

改正前	
別表第四	
名称	所在地
［同上］	［同上］
総合学園ヒューマンアカデミー秋葉原校・マンガコース（マンガ）、同・ゲームコース（プログラマー）、同・ゲームコース（プランナー）、同・ゲームコース（CGデザイナー）	東京都
［同上］	［同上］
バンタンゲームアカデミー東京校・ゲームプログラマー専攻3年制、同・ゲームグラフィッカー専攻3年制、同・キャラクターデザイナー専攻3年制、同・CGアニメーター専攻3年制、同・ゲームプログラマー専攻2年制、同・ゲームグラフィッカー専攻2年制、同・キャラクターデザイナー専攻2年制、同・CGアニメーター専攻2年制	東京都
［略］	［略］
KADOKAWAアニメ・声優アカデミー東京校・2年制2Dアニメーター専攻、同・2年制アニメ演出専攻、同・3年制アニメーター専攻、同・4年制アニメーター専攻（大学部）	東京都
総合学園ヒューマンアカデミー大阪心斎橋校・マンガコース（マンガ）、同・マンガコース（イラストレーター）、同・ゲームコース（プログラマー）、同・ゲームコース（プランナー）、同・ゲームコース（CGデザイナー）	大阪府
［略］	［略］
KADOKAWAアニメ・声優アカデミー東京校・2年制2Dアニメーター専攻、同・2年制アニメ演出専攻	東京都
総合学園ヒューマンアカデミー大阪心斎橋校・マンガコース（マンガ）、同・ゲームコース（プログラマー）、同・ゲームコース（プランナー）、同・ゲームコース（CGデザイナー）	大阪府

備考　表中の［　］は注記である。

○国土交通省告示第五百二十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年四月八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

駒ヶ根高原一

(二)　砂防法第二条の土地の表示

長野県駒ヶ根市赤穂の区域内の土地のうち、次の一点から五点までを順次結んだ線及び一点と五点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°44′19.8896″	137°53′05.2511″
2	35°44′18.1272″	137°53′03.5962″
3	35°44′18.0355″	137°53′00.7490″
4	35°44′21.8279″	137°53′00.4033″
5	35°44′22.4419″	137°53′02.7780″

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

駒ヶ根高原二

(二)　砂防法第二条の土地の表示

長野県駒ヶ根市赤穂の区域内の土地のうち、次の一点から十六点までを順次結んだ線及び一点と十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°44′22.4419″	137°53′02.7780″
2	35°44′21.8279″	137°53′00.4033″
3	35°44′22.2737″	137°52′56.6591″
4	35°44′23.3605″	137°52′56.3364″
5	35°44′25.5479″	137°52′58.1407″

6	35° 44′ 25.7849″	137° 52′ 59.8896″
7	35° 44′ 32.8501″	137° 52′ 58.5704″
8	35° 44′ 33.8540″	137° 52′ 59.1178″
9	35° 44′ 34.0793″	137° 53′ 00.7164″
10	35° 44′ 31.7440″	137° 53′ 04.5481″
11	35° 44′ 30.7076″	137° 53′ 03.8535″
12	35° 44′ 32.1430″	137° 53′ 00.9007″
13	35° 44′ 25.8146″	137° 53′ 02.0231″
14	35° 44′ 23.8853″	137° 53′ 01.6234″
15	35° 44′ 23.5260″	137° 53′ 01.8419″
16	35° 44′ 23.2237″	137° 53′ 02.0204″

○国土交通省告示第五百二十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年四月八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小渋川・小河内川

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県下伊那郡大鹿村大河原の区域内の土地のうち、次の一点から二十一点までを順次結んだ線及び一点と二十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十三年内務省告示第二百六十八号で指定した土地及び昭和四十一年建設省告示第二千八百二十九号の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	35° 32′ 08.9029″	138° 04′ 06.8667″
2	35° 32′ 05.7281″	138° 04′ 15.9898″
3	35° 32′ 00.2842″	138° 04′ 26.4734″
4	35° 31′ 59.7145″	138° 04′ 30.4283″
5	35° 31′ 52.3668″	138° 04′ 42.6585″
6	35° 31′ 52.4141″	138° 04′ 47.1535″
7	35° 31′ 56.5949″	138° 04′ 49.0964″

8	35° 31′ 54.9648″	138° 04′ 53.6769″
9	35° 31′ 46.4233″	138° 04′ 48.7925″
10	35° 31′ 46.5343″	138° 04′ 47.6489″
11	35° 31′ 48.8297″	138° 04′ 47.3947″
12	35° 31′ 48.9480″	138° 04′ 43.9413″
13	35° 31′ 44.9462″	138° 04′ 45.3463″
14	35° 31′ 42.6522″	138° 04′ 47.6313″
15	35° 31′ 37.9020″	138° 04′ 48.6568″
16	35° 31′ 35.1645″	138° 04′ 45.0902″
17	35° 31′ 48.4651″	138° 04′ 37.7981″
18	35° 31′ 53.9951″	138° 04′ 27.6499″
19	35° 31′ 58.1610″	138° 04′ 17.5367″
20	35° 32′ 00.4889″	138° 04′ 10.6546″
21	35° 32′ 04.8223″	138° 04′ 06.6332″

○国土交通省告示第五百三十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、令和九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年四月八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第六条の土地に係る河川の名称

小渋川・小河内川

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県下伊那郡大鹿村大河原の区域内の土地のうち、次の一点から二十一点までを順次結んだ線及び一点と二十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35° 32′ 08.9029″	138° 04′ 06.8667″
2	35° 32′ 05.7281″	138° 04′ 15.9898″
3	35° 32′ 00.2842″	138° 04′ 26.4734″
4	35° 31′ 59.7145″	138° 04′ 30.4283″

5	35° 31′ 52.3668″	138° 04′ 42.6585″
6	35° 31′ 52.4141″	138° 04′ 47.1535″
7	35° 31′ 56.5949″	138° 04′ 49.0964″
8	35° 31′ 54.9648″	138° 04′ 53.6769″
9	35° 31′ 46.4233″	138° 04′ 48.7925″
10	35° 31′ 46.5343″	138° 04′ 47.6489″
11	35° 31′ 48.8297″	138° 04′ 47.3947″
12	35° 31′ 48.9480″	138° 04′ 43.9413″
13	35° 31′ 44.9462″	138° 04′ 45.3463″
14	35° 31′ 42.6522″	138° 04′ 47.6313″
15	35° 31′ 37.9020″	138° 04′ 48.6568″
16	35° 31′ 35.1645″	138° 04′ 45.0902″
17	35° 31′ 48.4651″	138° 04′ 37.7981″
18	35° 31′ 53.9951″	138° 04′ 27.6499″
19	35° 31′ 58.1610″	138° 04′ 17.5367″
20	35° 32′ 00.4889″	138° 04′ 10.6546″
21	35° 32′ 04.8223″	138° 04′ 06.6332″

○国土交通省告示第五百三十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年四月八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

世古地

二　砂防法第二条の土地の表示

三重県度会郡南伊勢町伊勢路の区域内の土地のうち、次の一点から十七点までを順次結んだ線及び一点と十七点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34° 21′ 11.8794″	136° 38′ 38.4300″
2	34° 21′ 11.1299″	136° 38′ 39.7927″

3	34° 21′ 11.0119″	136° 38′ 40.2553″
4	34° 21′ 11.2548″	136° 38′ 40.6748″
5	34° 21′ 11.0781″	136° 38′ 41.5499″
6	34° 21′ 10.7827″	136° 38′ 41.8716″
7	34° 21′ 10.5794″	136° 38′ 41.8895″
8	34° 21′ 09.1129″	136° 38′ 40.8094″
9	34° 21′ 08.9040″	136° 38′ 40.6125″
10	34° 21′ 09.1063″	136° 38′ 40.4192″
11	34° 21′ 08.6612″	136° 38′ 39.8643″
12	34° 21′ 08.7648″	136° 38′ 39.5140″
13	34° 21′ 09.1181″	136° 38′ 39.2144″
14	34° 21′ 10.0339″	136° 38′ 39.5248″
15	34° 21′ 10.3410″	136° 38′ 39.3734″
16	34° 21′ 10.8728″	136° 38′ 39.3348″
17	34° 21′ 11.3866″	136° 38′ 38.1009″

○国土交通省告示第五百三十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年四月八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

本谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

広島県庄原市総領町の区域内の土地のうち、次の一点から十三点までを順次結んだ線及び一点と十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34° 46′ 28.9586″	133° 05′ 49.8320″
2	34° 46′ 30.3709″	133° 05′ 49.2807″
3	34° 46′ 30.7665″	133° 05′ 49.7388″

4	34° 46′ 30.7046″	133° 05′ 51.1010″
5	34° 46′ 31.9851″	133° 05′ 52.9857″
6	34° 46′ 32.5564″	133° 05′ 54.9126″
7	34° 46′ 32.6868″	133° 05′ 57.1751″
8	34° 46′ 32.2956″	133° 05′ 57.2784″
9	34° 46′ 31.2204″	133° 05′ 54.1710″
10	34° 46′ 29.8218″	133° 05′ 52.8078″
11	34° 46′ 28.6559″	133° 05′ 53.5727″
12	34° 46′ 28.2194″	133° 05′ 53.2610″
13	34° 46′ 28.3868″	133° 05′ 50.7098″

○国土交通省告示第五百三十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年四月八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

光明谷

二　砂防法第二条の土地の表示

岡山県岡山市東区瀬戸町光明谷及び同市東区瀬戸町寺地の区域内の土地のうち、次の一点から三十九点までを順次結んだ線及び一点と三十九点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34° 44′ 40.5037″	134° 02′ 35.5021″
2	34° 44′ 39.9050″	134° 02′ 35.0116″
3	34° 44′ 38.1572″	134° 02′ 35.0851″
4	34° 44′ 35.7831″	134° 02′ 33.3190″
5	34° 44′ 32.4663″	134° 02′ 34.4167″
6	34° 44′ 31.2121″	134° 02′ 33.8249″
7	34° 44′ 30.3366″	134° 02′ 33.8046″
8	34° 44′ 29.3820″	134° 02′ 32.9982″
9	34° 44′ 27.1950″	134° 02′ 32.8754″
10	34° 44′ 26.7635″	134° 02′ 32.1761″
11	34° 44′ 26.5298″	134° 02′ 31.7006″
12	34° 44′ 26.1486″	134° 02′ 31.5242″
13	34° 44′ 25.6379″	134° 02′ 31.9033″
14	34° 44′ 25.6444″	134° 02′ 31.9617″
15	34° 44′ 25.7042″	134° 02′ 32.3552″
16	34° 44′ 25.7111″	134° 02′ 32.4231″
17	34° 44′ 25.7133″	134° 02′ 32.4414″
18	34° 44′ 25.2078″	134° 02′ 32.5123″
19	34° 44′ 25.1435″	134° 02′ 33.2668″
20	34° 44′ 24.8939″	134° 02′ 33.3937″
21	34° 44′ 24.9427″	134° 02′ 32.4791″
22	34° 44′ 25.7820″	134° 02′ 31.3615″
23	34° 44′ 26.6127″	134° 02′ 30.8923″
24	34° 44′ 27.1790″	134° 02′ 31.9862″
25	34° 44′ 29.6561″	134° 02′ 32.2156″
26	34° 44′ 32.4538″	134° 02′ 33.7035″
27	34° 44′ 35.1793″	134° 02′ 32.5017″
28	34° 44′ 36.1772″	134° 02′ 32.7367″
29	34° 44′ 38.2444″	134° 02′ 34.0775″
30	34° 44′ 39.4813″	134° 02′ 33.6380″
31	34° 44′ 41.6334″	134° 02′ 33.7101″
32	34° 44′ 43.3389″	134° 02′ 33.0207″
33	34° 44′ 44.0981″	134° 02′ 33.7592″
34	34° 44′ 43.7567″	134° 02′ 36.1069″
35	34° 44′ 44.7864″	134° 02′ 38.3073″
36	34° 44′ 44.3724″	134° 02′ 39.1526″
37	34° 44′ 43.1134″	134° 02′ 39.4477″
38	34° 44′ 41.1044″	134° 02′ 39.1746″
39	34° 44′ 40.6730″	134° 02′ 37.7638″

○防衛省告示第百二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年四月八日

日時　令和八年四月十七日及び同月十八日（予備、同月十九日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三四分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦その他

自衛艦十隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年四月八日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年四月十五日、同月十七日及び同月十八日（予備、同月十九日）の毎日〇七〇〇から一九〇〇まで

区域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年四月八日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年四月十五日の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒

(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒

(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒

(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒
(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年四月八日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年四月十五日の一一〇〇から一八〇〇まで
区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二地点を結んだ線により囲まれる海陸面並びにその上空で海面高から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒
(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒
(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒
(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒
(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒
(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年四月八日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年四月十五日の〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ウ)及び(ク)を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下並びに(ウ)及び(ク)を結んだ線から北側で(イ)及び(ケ)を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下並びに(イ)及び(ケ)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間
(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒
(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒
(エ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒
(オ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒
(カ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒
(キ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒
(ク)　北緯三三度四七分〇六秒　東経一四〇度二一分五〇秒
(ケ)　北緯三四度一一分二一秒　東経一四〇度一四分〇九秒

実施艦　自衛艦十隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年四月八日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年四月十七日及び同月十八日（予備、同月十九日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで
区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒
(イ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒　北緯三二度〇九分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定により、漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

令和八年四月八日

防衛大臣　小泉進次郎

漁船の操業を制限し、又は禁止した区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
静内対空射撃場水域（北海道日高郡新ひだか町静内浦和地先）	令和八年二月二十日から同年四月十五日まで	令和八年四月十六日から同年七月十五日まで
（令和七年防衛省告示第百二十二号）		

○東北地方整備局告示第七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月八日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十七号及び百八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大崎市鳴子温泉字馬場十五番一から同市鳴子温泉字馬場四九番六まで	前	一七・五五～一八・七一メートル	〇・一一一キロメートル
	後	一八・四八～二〇・八二メートル	〇・一一一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月八日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十七号及び百八号	大崎市鳴子温泉字馬場十五番一から同市鳴子温泉字馬場四九番六まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年四月八日

国会事項

衆議院

質問書転送
四月六日次の質問主意書を内閣に転送した。
米国のイラン攻撃の法的評価と在日米軍に関する質問主意書
いわゆる「消えた年金」を探す「持ち主不明記録検索」に関する質問主意書

会議
四月七日（火曜日）午後一時　本会議

参議院

議事日程
四月七日の議事日程は次のとおり。
議事日程　第八号
令和八年四月七日（火曜日）
午後四時三十分開議
第一　政治資金適正化委員会委員の指名

議案送付（予備審査）
四月六日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。
防諜に関する施策の推進に関する法律案（神谷宗幣外四名発議）
特定秘密の保護に関する法律及び重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の一部を改正する法律案（神谷宗幣外四名発議）
刑法の一部を改正する法律案（神谷宗幣外三名発議）

質問主意書提出
四月六日議員から次の質問主意書が提出された。
生殖補助医療に係る保険適用の回数制限緩和に関する質問主意書（塩村あやか提出）（第二九号）

質問主意書転送
四月六日次の質問主意書を内閣に転送した。
準備期間が極めて短い中で執行された衆議院議員総選挙に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第二六号）
「外国人との秩序ある共生社会の実現」に向けた日米地位協定改定の必要性等に関する質問主意書（高良沙哉提出）（第二七号）
ナフサ及び医療用石油関連製品等の供給体制に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第二八号）

人事異動

内閣府

願に依り金融審議会委員を免ずる
佐古　和恵
願に依り新技術等効果評価委員会委員を免ずる
佐古　和恵（佐古　和惠）
願に依り新技術等効果評価委員会委員を免ずる（以上三月二十三日）
国家公安委員会委員に任命する
佐古　和惠
公正取引委員会委員に任命する
矢尾　和子
願に依り旧優生保護法補償金等認定審査会委員を免ずる（三月三十一日）
野崎亜紀子
旧優生保護法補償金等認定審査会委員に任命する
（中山亜紀子）
サイバー通信情報監理委員会委員長に任命する
近藤　宏子
サイバー通信情報監理委員会委員に任命する
新井　悠　田邊　國昭
上沼　紫野　福田　健介
サイバー通信情報監理委員会委員に任命する（各通）
神谷たか子
願に依り沖縄振興審議会委員を免ずる
新垣　正春
沖縄振興審議会委員に任命する
市木　政昭　石川　千晶
（勝丸　千晶）　大江　裕幸
情報公開・個人情報保護審査会委員に任命する（各通）（以上四月一日）
若林亜理砂
公正取引委員会委員に任命する（四月二日）
飯島　彰己　上村　敏之　大橋　弘
北詰　恵一　難波　悠　山口　直也
民間資金等活用事業推進委員会委員に任命する（各通）（四月三日）
安藤　聡
金融経済教育推進機構理事長に任命する
武内　清信
金融経済教育推進機構監事に任命する（以上四月五日）

公安審査委員会

（公安審査委員会事務局長）法務事務官
吉原　仁
法務省に出向させる
人事管理官を免ずる
倫理監督官を免ずる
障害者雇用推進者を免ずる
（秋田地方検察庁事務局長）検察事務官
田島　昭仁
法務事務官（公安審査委員会事務局長）に転任させる
人事管理官を命ずる
倫理監督官を命ずる
障害者雇用推進者を命ずる（以上四月一日）

厚生労働省

中央社会保険医療協議会公益委員に任命する（四月八日）
井深　陽子

叙位・叙勲

○叙位
正五位に叙する（各通）
岡本　博允　新澤　雄一
梅田　豊治　江川　淨充　吉田　喜徳
従五位に叙する（各通）
淺井　溢夫　内田　雄弘　江端　利雄
岡田　敏夫　小野　利雄　齋藤　潔
永野　英
（柏市議会議員）
橋口　幸生
宮川　睿明　黒澤　靖郎　平山長一朗
正六位に叙する（各通）
岩上　勝一　坂口　昭　加藤猪之助
従六位に叙する（各通）
大場　貞助　笠井　武
正七位に叙する（各通）
丸山　正成　森下　勇
従七位に叙する（各通）（以上三月二日）
（岐阜大学名誉教授）
折居　忠夫
従四位に叙する
石井　文司
従五位に叙する（各通）
寺岡　正次　深津　博　西田　宏
正六位に叙する（各通）
今井　昌平　小鹿　敏之　小林　孝平
櫻井　功　佐藤　成治　高橋　修
田附　敏良　田中惠一郎
従六位に叙する（各通）
（警視庁警部）
田村東望雄
正七位に叙する（各通）（以上三月三日）
橋本　昭夫
正五位に叙する
篠原　公七　駿河　經敏　伊東　郁夫
従五位に叙する（各通）
坪井　迪郎　藤野　達也　高橋　清道
正六位に叙する（各通）
（坂戸市議会議員）
奥山　寧　塩澤　好三　高田　康夫
谷　孝司　野村　宏　平野　英夫
藤本　欣哉　皆川　捷已　和田　清
従六位に叙する（各通）
大渕　進　笠井　志雄　唐澤　和臣
正七位に叙する（各通）
日下部圭司　外丸　修　橋口　照雄
従七位に叙する（各通）（以上三月四日）
浦田　勝
正四位に叙する（三月五日）
山下　幸一
正六位に叙する（三月六日）
佐藤　芳宏
○叙勲
旭日小綬章を授ける
（柏市議会議員）
吉田　喜徳
旭日小綬章を授ける
橋口　幸生
旭日双光章を授ける（各通）
平山長一朗
旭日単光章を授ける（以上三月二日）
今井　昌平　戸塚　住雄
旭日双光章を授ける（各通）（三月三日）
猪俣　直行
旭日双光章を授ける（坂戸市議会議長）
（三月四日）
江川　淨充　岡本　博允　小野　利雄
瑞宝小綬章を授ける（各通）
大場　貞助　岡田　敏夫　宮川　睿明
瑞宝双光章を授ける（各通）
笠井　武　丸山　正成　森下　勇
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二日）
（岐阜大学名誉教授）
折居　忠夫
瑞宝中綬章を授ける
伊東　郁夫　櫻井　功　佐藤　成治
高橋　修　田附　敏良　西田　宏
深津　博　渡部　正男
瑞宝双光章を授ける（各通）
角田　美穂　小鹿　敏之
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月三日）

瑞宝小綬章を授ける

浅見　勝政　唐澤　和臣
谷　孝司　皆川　捷巳

瑞宝双光章を授ける（各通）

外丸　修　橋口　照雄　和田　清

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月四日）

佐藤　芳宏

瑞宝双光章を授ける（三月六日）

渡邉　惣治

瑞宝双光章を授ける（三月八日）

田島　準一

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年三月二十五日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

伊藤　純一　鈴木　清惠　板床　定男
澤口　知巳　澤口　拓也　橋爪　武夫
橋爪　園江　伊藤八洲弘　伊藤志登勢
五十嵐久美子　片柳ときわ　梶原　勝
深谷　邦雄　大湊　基晴　稲澤　克祐
石井　秀樹　國藤　進　川尻　征司
越智　慶子　辻本　浩司　守永　一邦
小林　好雄　伊藤　祥子　栗原　政史
宮城　篤正　吉水千賀子　山白千津子
本宮　健史　黒須　孝一　角元　正三
屋良　朝彦　大城　譲　久富　和彦
杉本　政繁　松村　博史　平方　洋二
石川久美子　國分　清和　島　千代子
新行内吉昭　森本　隆治　藤野裕美子
兼松理恵子　北村　良藏　澁田揃美子
矢部由紀子　山田健一朗　塚本　尚
上原　祐司　計良　吉則　山本　康裕
樋口　晶一　小谷　来太　角田　幸雄
小笠原正也　金田　紀幸

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年三月二十五日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

中村眞一郎　木村　余里　綿貫千重子
菅　勝典　眞鍋　崇　児玉ヒデコ
根岸　敦子　高瀬　貞子　磯部　康子
小林　福次　荒井　雅子

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに賞杯を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年三月二十五日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

神村　正之　萩原　賦一　澤口　景子
森岡　正士　藤尾　正治　高橋　秀夫
岩崎　哲也　中野　幸一　鳥山　静子
小林　尚美　佐藤　泰生　大田　通貴
神藏　信幸　山口　洋　奥山　竜也
中島　健治　横内　茂光　磯　源喜
赤澤　光章　高橋　正一　木村　唯人

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

四方　祥樹

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版四個を授ける

渡邊　昇　坂口　美鈴

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年三月二十五日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

山口勘十郎　武内ヒサ子　澤口　希能
木村　三郎　喜多村鈴枝　川崎　鈴彦
太田榮一郎　鈴木　孝行　名田　稔
牧　寛之

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

赤松　信明

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版二個並びに同第五条により木杯一組台付二個を授ける

井谷　憲次

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年三月二十五日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

第一生命保険株式会社
辰村商事株式会社
東武環境センター株式会社
エネグローバル株式会社
生活協同組合コープえひめ
株式会社共立物流システム
まるか食品株式会社
株式会社カプコン
株式会社つるやトランス・コスモス株式会社
株式会社サン建築設計
株式会社竜製作所
株式会社ＧＭＴＳ
鶴岡信用金庫
株式会社タカラトミー
株式会社望月塗工
有限会社東北ファーム
日本みらいホールディングス株式会社
株式会社美和テックホールディングス株式会社
東海東京フィナンシャル・ＰＧＡ　ＴＯＵＲ　Ｉｎｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌ　Ｊａｐａｎ合同会社
株式会社丸中
株式会社ソフエル
帝国インキ製造株式会社
株式会社ダイセル
株式会社ヤマウ
株式会社木下グループ
ジーアンドエスエンジニアリング株式会社
コーナン商事株式会社
株式会社オダワラ
株式会社イチケン
安房運輸株式会社
金森産業株式会社
株式会社丸商建設
株式会社リンクアンドモチベーション
旭九州株式会社
株式会社モリトク
シンフォニア　テクノロジー株式会社
網走信用金庫
株式会社日本Ｍ＆Ａセンター
クオール株式会社
日本電気硝子株式会社
ＴＯＰＰＡＮテクニカル・デザインセンター株式会社
株式会社ケイコーポレーション
楽天カード株式会社
株式会社ゆで太郎システム
豊田株式会社
株式会社メイプル会
ＢＥＡＵＴＥ　ＤＥ　ＬＡＢＯ株式会社
三菱ＨＣキャピタル株式会社
株式会社ＯＷＮ
株式会社三春コモンズ
株式会社フカイ
育良精機株式会社
株式会社ケミテック
株式会社関口興業
株式会社大和証券グループ本社
三菱地所株式会社
株式会社ナンセイ
株式会社大日
株式会社日本取引所グループ
公益財団法人イオンワンパーセントクラブ
真如苑
株式会社アースデザインコンサルタンツ
自然電力株式会社
株式会社高速
イーレックス株式会社
イオン株式会社
株式会社アルファス計装
株式会社タケエイ
株式会社あきんどスシロー
旭洋造船株式会社
伊勢広域上下水道事業協同組合
バロン・パーク株式会社
三菱重工業株式会社
株式会社ファウンテック
高砂金属工業株式会社
株式会社中村機械
たち建設株式会社
一般社団法人小清水基金
田中鉄工株式会社
クリーン産業株式会社
株式会社タズミ

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

大東建託株式会社

褒章条例第二条により褒状二枚を授ける

岩内建設業協同組合

褒章条例第二条により褒状四枚を授ける

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年三月二十五日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故野澤太三遺族　野澤光太郎
故東良雄遺族　東　百合子
故大谷泰三遺族　大谷　明弘
故捧和子遺族　捧吉右衛門
故藤原千春遺族　佐藤　晃輝

褒章条例第六条により褒状を授ける（各通）

官　庁　報　告

官　庁　事　項

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月八日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(三)(二)(一)　占用を制限する区域　道路の種類　一般国道　二百二号

区域	備考
糸島市東字スス町三四九番一から同市東字若宮三〇二番一まで	

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合におけるる被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　令和八年四月九日

(七)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

登録実施機関の登録事務等の全部廃止について

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第27条の規定により許可をおこなったので、同法第32条第３号の規定により、下記のとおり公示する。

令和８年４月８日

九州運輸局長　日向　弘基

記

（単位地域の名称）
　佐賀県
（登録実施機関の名称）
　一般社団法人　佐賀県バス・タクシー協会
（登録実施機関の住所）
　佐賀県佐賀市若楠２丁目７番２号
（登録実施機関の代表者名）
　愛野　時興
（登録事務等を行う事務所の名称）
　佐賀県運転者登録センター
（登録事務等を行う事務所の所在地）
　佐賀県佐賀市若楠２丁目７番２号
（登録番号）
　佐賀－１号
（廃止年月日）
　令和８年３月31日

登録実施機関の登録について

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第19条第１項の規定により登録をおこなったので、同法第32条第１号の規定により、下記のとおり公示する。

令和８年４月８日

九州運輸局長　日向　弘基

記

（単位地域の名称）
　佐賀県
（登録実施機関の名称）
　一般社団法人　佐賀県タクシー協会
（登録実施機関の住所）
　佐賀県佐賀市若楠２丁目７番２号
（登録実施機関の代表者名）
　齊藤　恭宏
（登録事務等を行う事務所の名称）
　佐賀県運転者登録センター
（登録事務等を行う事務所の所在地）
　佐賀県佐賀市若楠２丁目７番２号
（登録番号）
　佐賀－２号
（登録年月日）
　令和８年３月10日

公　告

諸　事　項

河川法に基づく工作物返還に係る公示

多摩川水系多摩川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、同条第５項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の３第１項第２号の規定に基づき、公示する。

令和８年４月８日

関東地方整備局長　橋本　雅道

１　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　釣り足場（構成部材含む）42基　小屋（構成部材含む）１基　金属製足場板２枚　その他釣り足場に係る用具類一式

２　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日

⑴　保管した工作物の放置されていた場所　東京都あきる野市小川地先

⑵　当該工作物を除却した日　令和８年２月18日から令和８年３月３日

３　当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所

⑴　当該工作物の保管を始めた日　令和８年３月４日

⑵　保管の場所　東京都八王子市高月町地先（八王子市高月町備蓄ヤード内）

４　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所占用調整第一課に申し出ること。

５　問い合わせ先　神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央２－18－１　国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所　占用調整第一課　電話045－503－4015

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪宣告

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２００９号
東京都千代田区神田東松下町17番地13
清算株式会社　ワイケーホールディングス株式会社
代表清算人　岡本　成道
１　決定年月日　令和８年３月26日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（ヒ）第２０１０号
東京都台東区上野１丁目７－３－３Ｆ
清算株式会社　株式会社バランススタイル
代表清算人　奥谷　侑加
１　決定年月日　令和８年３月26日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（ヒ）第３０１２号
大阪府東大阪市水走３丁目９番地30
清算株式会社　山勝運輸株式会社
代表清算人　山本　律子
１　決定年月日　令和８年３月27日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ヒ）第１００２号
広島市西区商工センター１丁目６番34号
清算株式会社　ＪＩＲＡＵＤ株式会社
代表清算人　奥原誠次郎
１　決定年月日　令和８年３月27日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（ヒ）第１００３号
広島市中区本川町３丁目１番５号
清算株式会社　ｉｒｏｎｉｃ株式会社
代表清算人　奥原誠次郎
１　決定年月日　令和８年３月27日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
広島地方裁判所民事第４部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０７８号
東京都千代田区麹町４丁目３番29号ＶＯＲＴ紀尾井坂６階
清算株式会社　ＮＫ管財株式会社
１　決定年月日　令和８年３月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１０号
岡山県備前市西片上1293番地
清算株式会社　株式会社ＦＵＤ
１　決定年月日　令和８年３月27日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
岡山地方裁判所第３民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０２７号
東京都渋谷区神山町31番５―202号
清算株式会社　クイックエクスペリエンス株式会社
代表清算人　和田　千弘
１　決定年月日　令和８年３月26日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、換価代金その他清算株式会社の資産から必要な費用を控除した残額を、各協定債権者が有する協定債権のうち元本に相当する額に按分して弁済する。ただし、按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てるものとする。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務の免除をする。
３　本協定における弁済は、各協定債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
４　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額に按分して弁済する。ただし、按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てるものとする。この場合においては、本件協定債権者が第２項の規定に基づいて行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
５　特別清算開始決定日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（ヒ）第２号
兵庫県姫路市飾磨区中島3126番地の１
清算株式会社　日光テクニカ株式会社
１　決定年月日　令和８年３月27日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、各協定債権者が有する協定債権の元金の0.027％の金員（１円未満を四捨五入）を、本協定の認可決定が確定した日から２週間以内に弁済し、各協定債権者は、この弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権に対応する債務の総額（元金、利息および損害金）から各弁済額を控除した残額につき、全部免除する。
２　前項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の元金の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
３　前項の費用を除く未精算の清算費用は清算人の負担とする。
以上
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（ヒ）第１００１号
広島市東区牛田新町３丁目11番38―205号
清算株式会社　坂本株式会社
代表清算人　坂本　　秋
１　決定年月日　令和８年３月27日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可が確定した日をもって、清算株式会社が負う別紙１「債権額一覧表」記載の債務（基準日以後の損害金等一切を含む）の全てを免除する。
２　特別清算開始決定日以降、特別清算終結時までに清算株式会社が受け取る預金利息の合計額は、清算事務に必要な経費に充当して支払い、第１項の弁済資産としない。
３　本協定が確定した後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、全債権者に対し、当該財産の換価代金から必要な費用を控除した残額を、別紙２「非保全債権額一覧表」記載の債権の割合に応じて按分して弁済する。この場合においては、債権者が第１項により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
広島地方裁判所民事第４部

保全管理命令

管理命令取消

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月八日

東京都品川区上大崎三丁目一番一号目黒セントラルスクエア一五階

（甲）公和ホールディングス合同会社

代表社員　一般社団法人公和

職務執行者　河原　正幸

東京都品川区上大崎三丁目一番一号目黒セントラルスクエア一五階

（乙）有限会社公和商事

取締役　大崎　章司

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の人材派遣事業、職業紹介事業、請負事業及び外国人支援事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年三月三十一日

掲載頁　六十五頁（号外第七十六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年三月三十一日

掲載頁　六十五頁（号外第七十六号）

令和八年四月八日

名古屋市中村区黄金通七丁目二一番地の一

（甲）株式会社シェアレンス

代表取締役　都築　貴志

名古屋市中村区黄金通七丁目二一番地の一

（乙）都築工業株式会社

代表取締役　都築　沙更

組織変更公告

当農事組合法人は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ＫＤアグリとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月八日

富山県射水市小杉北野六七一番地

農事組合法人ファーム池多

代表理事　坪田　三夫

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月八日

兵庫県尼崎市南塚口町五丁目一五番一〇号

甲東プラザ四〇三号

合同会社ユーピーディケア

代表社員　上田　泰司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年四月八日

東京都品川区東五反田三丁目二〇番一四号

住友不動産高輪パークタワー一二Ｆ

ＰＲＯＮＩ株式会社

代表取締役　柴田　大介

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二十億一千五百八十五万七千六百円減少し、一億円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://photosynth.co.jp/ir/pn/

令和八年四月八日

東京都港区芝五丁目二九番一一号

株式会社Ｐｈｏｔｏｓｙｎｔｈ

代表取締役　河瀬　航大

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億九千二百四十五万五千百二十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年四月八日

東京都新宿区西新宿一丁目二五番一号

Ｇ－ＦＡＣＴＯＲＹ株式会社

代表取締役　片平　雅之

準備金の額の減少公告

当社は、株式会社アクティブを完全子会社とする株式交換により資本準備金の額が増加したためその増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月十六日

掲載頁　一八〇頁（号外第五十三号）

令和八年四月八日

名古屋市名東区高社一丁目八六番地

株式会社アクトテック

代表取締役　本多　英雄

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千五百一万千九百三十二円、資本準備金の額を一億六千五百一万千九百三十二円減少し、それぞれ二千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。https://voreas.co.jp

令和八年四月八日

北海道旭川市宮下通七丁目三八九七番地一

旭川駅前ビル三階　株式会社ＶＯＲＥＡＳ

代表取締役　池田憲士郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十億七千百二十七万千十二円、資本準備金の額を十億七千百二十七万千十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和八年四月八日

東京都渋谷区広尾一丁目一番三九号恵比寿プライムスクエアタワー四Ｆ

株式会社モンスターラボ

代表取締役　鰰川　宏樹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円、資本準備金の額を二億九千七十七万五千円、減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年四月七日

掲載頁　二頁

令和八年四月八日

愛知県名古屋市緑区鎌倉台一丁目二一一番地

株式会社ＩＮＮＯＶＥＬ　ＨＥＡＬＴＨ　ＣＡＲＥ　代表取締役　石野　政道

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年四月三十日を基準日と定め、同日二十四時現在の株主名簿上の株主をもって、基準日から三箇月以内に開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年四月八日

東京都港区南麻布五丁目一一番一二号

トレジャーハンティング株式会社

代表取締役　小山　淳

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年四月二十四日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式一株につき、一〇、〇〇〇株の割合をもって分割することといたしましたので公告します。

令和八年四月八日

東京都新宿区新宿一丁目一七―六

株式会社東京みらい不動産

代表取締役　大塚　文彦

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年四月三十日を基準日と定め、同日二十四時現在の株主名簿上の株主をもって、基準日から三箇月以内に開催する株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年四月八日

福岡県福岡市中央区薬院三―一六―二六

ＰＪＰ　Ｅｙｅ株式会社

代表取締役　仁科　浩明

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月八日

愛知県西尾市一色町対米長池一九番地一

タロー海運株式会社

代表取締役　石山　博輝

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月八日

福岡市東区馬出六丁目一三番一〇号

株式会社保坂塗装店

代表取締役　保坂　秀治

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるジャンーセバスチャン・グレックが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月八日

横浜市中区桜木町一丁目一番七号ヒューリックみなとみらい一〇階

テクニップ・エナジーズ・フランス・エス・エー・エス

日本における代表者

ジャンーセバスチャン・グレック

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四億六千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0037/index.html

令和八年四月八日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｆｌｏｗ－Ｋｏｎａ特定目的会社

取締役　安藤　康浩

正　誤

ページ	段	行	誤	正
令和七年十二月二十六日（号外第二百八十五号）公布厚生労働省令第百二十八号（国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
七二		改正後欄七	平成第十九年	平成十九年
令和八年三月十六日（号外第五十三号）公布厚生労働省令第二十三号（職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
一一九		改正後欄終りから一四	第二条第二項	第二条第一項
令和八年三月五日（号外第四十六号）厚生労働省告示第七十号（基本診療料の施設基準等の一部を改正する件）（印刷誤り）				
三〇七	上	六	医　療機能評価	医療機能評価